

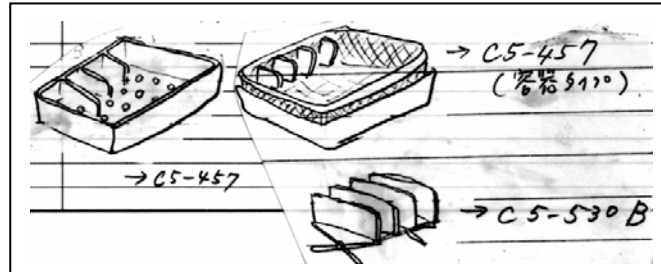
<b>意匠分類記号</b>	<b>意匠分類の名称</b>
C5 - 4570	調理用ざる付き容器

<b>対応する旧意匠分類</b>			移行方法...全部移行「全」、一部物品を移行「一」
<b>旧意匠分類記号</b>		<b>分類の名称 または 移行した物品</b>	
C5 - 457	全	調理用ざる付き容器	
C5 - 457A	全	調理用ざる付き容器(ふた付き)	
<b>参考分類・参考物品</b>			
<b>分類記号</b>		<b>分類の名称 または 物品の名称</b>	
<b>再掲載指示</b>			
<b>分類記号</b>		<b>分類の名称 または 物品の名称</b>	
<b>この分類に含まれる物品</b>			
水切りざる付き洗いおけ	水切りざる付きボール	水切りかご	
<b>定義</b>			
水切りざるのついた食品・食器洗浄容器及び水切りざるのついた非加熱調理用容器。食卓用及び保存用の容器であっても、水切りざるのついているものは含む。			
1106279号 水切りざる付きボール 	1059667号 水切りかご 	1034905号 皿立て 	
ふた付きは、Dタームを付与する。 < C5 - 4570A >			
1149053号 食品保存容器 	1132167号 食器用水切りケース 	1059457号 サラダスピナー 	

**他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)**

C5 - 450(水切り盆)とC5 - 5300B(皿立て)とC5 - 4570(調理用ざる付き容器)との関係。

- ・C5 - 450は皿や茶わん等を保持する積極的な形態をしたものは含まない。食器をたてて水切りするための区分け等のあるものはC5 - 450には含まない。
- ・C5 - 5300Bの皿立てには、水切り用と用途が明確であっても保持機能の明確なものを含む。
- ・ただし、C5 - 4570(調理用ざる付き容器)と皿立てとの関係は食器の保持機能ではなく、容器としての枠組みを有するか否かで区別する従来の基準による。



**分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)**

**過去に分類した物品の名称**
